

志摩市立小中学校における通学区域外就学許可基準

項目	内容	期間
1. 地理的条件	地理的に区域外通学が適当であると認められ、通学に支障のないとき	当該事由の消滅するまで
2. 住居建築中	住居の建て替えのために一時的な居所より通学せざるを得ない場合で、通学に支障のないとき	住居の完成まで
3. 転居予定	転居予定で、事前に転居予定先の校区の学校を希望する場合で、通学に支障のない場合	転居の日まで
4. 途中転居	転居後、従来通学していた学校を希望する場合で、通学に支障のない場合	1年間（ただし、年度単位とする）
5. 健康上の理由	児童生徒の健康上やむを得ないと認められるもの	当該事由の消滅するまで
6. 教育上の配慮	不登校等の理由により、児童生徒の教育上、区域外通学が適当であると教育委員会が認めた場合	当該事由の消滅するまで
7. 特別な事由	上記のほか、教育委員会が特に区域外通学が適当であると認めた場合	当該事由の消滅するまで